

佐渡市地域防災計画（案）に対する意見の概要と市の考え方（案）

提出者数	6名	
意見数	18件	
提出方法	郵送	0名
	持参	3名
	ファックス	0名
	電子メール	0名
	専用フォーム	3名

ご意見等は一部要約させていただきました。

| ご意見等（要約）1

- この計画案は、方針を示しただけで具体的な対策が示されていないので、具体案を示してもらいたい。
抽象的な表現で読んでも分からない。

佐渡市の考え方

本計画は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、基本的な災害対応について示したものです。今回修正する地域防災計画を基に、具体的な内容は、災害対応マニュアルなどで示していく予定です。

| ご意見等（要約）2

- 方針は佐渡という離島の特殊性を踏まえた内容を盛り込んでもらいたい。
佐渡の実情に沿っていない、佐渡市が見えてこない計画と言わざるを得ない。

佐渡市の考え方

計画書の第1部・第2節防災ビジョンの節内で離島の特性を踏まえた内容を追記します。

| ご意見等（要約）3

- いろいろな災害について別々に述べているが、例えば、大地震で津波に襲われ、同時に原発が被害にあい原子力災害が生ずるなどの複合災害のときはどうするのか。

佐渡市の考え方

今回の地域防災計画の改訂では、近年多発する災害に対応した個別災害対策編を新設しました。複合災害への対応については、個別の災害対策計画に基づき災害対策本部において、国、県や関係機関と連携し対応していくこととしています。

| ご意見等（要約） 4

- ・ 防災士資格取得への助成制度の確立

佐渡市の考え方

自助と共助による自発的な防災活動を推進するうえで、起こりうる災害に備え、防災士の役割・位置づけは大変重要であると認識しております。第2部・第1章・第3節の自主防災組織育成計画の中で、市は自主防災リーダーの育成に努めるものとしています。

| ご意見等（要約） 5

- ・ 災害時に備えて、防災士有資格者、ボランティアなどの登録制度の確立

佐渡市の考え方

地域のボランティア団体等の組織化を推進し、災害支援の意識の高揚に努めます。

| ご意見等（要約） 6

- ・ 超高齢化の災害時対策

佐渡市の考え方

避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や集落、民生委員・児童委員等の関係機関と情報共有をしながら要配慮者に対する対策を推進します。

| ご意見等（要約） 7

- ・ 誤記等の修正

佐渡市の考え方

適宜修正します。

| ご意見等（要約） 8

- ・ 用語の統一
- ・ ○「民生委員・児童委員」と表記されているところが多いが、「民生委員」「民生・児童委員」「地区民生委員」統一性がない。
- ・ ○「民生委員・児童委員」は福祉関係者か否か。

- 「地区民生委員」は精神医療関係者として援助にあたるがあるが、「民生委員・児童委員」が精神医療関係者であるとの認識はない。役割を削除するか、表記を改める。

佐渡市の考え方

- 「民生委員・児童委員」に表記を統一しました。
- 「民生委員・児童委員」は福祉関係者に含まれます。位置づけが明確となるよう「民生委員・児童委員等の福祉関係者」と表記と統一しました。
- 「民生委員・児童委員」は医療機関ではありませんが、日頃から地域住民の相談業務を行っていることから、要配慮者に対する災害による心のケアの支援に関する関係者という位置づけとなっています。

| ご意見等（要約） 9

- ・ 重複記述箇所の削除等整理

佐渡市の考え方

一部重複する記述もありますが、例えば、津波対策予防計画では液状化についての記載があるなど、災害の種別により想定される被害状況や対応が異なる場合もあるため、計画の構成から削除することは適当ではないと考えております。

| ご意見等（要約） 10

- ・ 「屋内退避等の安全確保措置」は津波災害対策のみでなく、浸水害や洪水害等の逃げ遅れについても適用されるべきである。第3部第1章の共通応急対策計画の第7節に記載してはどうか。

佐渡市の考え方

「屋内退避等の安全確保措置」については、ご指摘のとおり浸水害や洪水等の逃げ遅れにも有効な手段であると認識しています。第3部・第1章・第7節の避難及び避難所計画のなかに記載しております。

| ご意見等（要約） 11

- ・ 地域防災計画は、行政における災害対策マニュアルであると同時に、自主防災組織や住民にとっては行動のガイドラインでもある。今後の修正においては現行の部・章建てに拘らず、各ステージに応じ行政、関係機関、自主防災組織や住民などが果たすべき役割が整理された、より分かりやすさが期待できる地域防災計画書を求める。
名称「佐渡市地域防災計画」は妥当か？

佐渡市の考え方

災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は、市町村防災会議が国の作成する防災基本計画に基づき作成、または修正することとしており、この場合、市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」としています。従って、構成につきましては、県地域防災計画に準じた構成とすべきであると考えております。

| ご意見等（要約） 12

- ・ 改訂版はどこを改訂したのかが読み取れない。
更に近年における全国の大災害の教訓を活かしどこの部分を強調して取り組む方針なのか分からない。

佐渡市の考え方

おおまかな改訂内容については、佐渡市地域防災計画修正の概要版で示したとおりです。主な修正項目として、①基本理念の明確化②避難行動要支援者名簿の作成③屋内退避等の安全確保措置など10項目について記載しています。

| ご意見等（要約） 13

- ・ 市民に対する防災知識の普及や計画を浸透させる手段の対策は十分か？
絵に描いた餅になりはしないか。
自主防災会に役割を担ってもらうよう、繰り返し指導が必要と考える。

佐渡市の考え方

災害に備えた普段の心得、災害発生時の行動といった市民に対する防災知識の普及は、「自助」「共助」を進める上で非常に重要であると認識しております。市民・自主防災組織等を対象とした研修会や防災訓練の実施により防災意識の高揚に努めます。また、先進的な取り組み事例についても情報共有に努めます。

| ご意見等（要約） 14

- ・ 市民の意見募集方法は？
- ・ 募集方法として、自主防災会をもっと活用することを考えたか？

佐渡市の考え方

市民意見提出手続要綱により募集しました。

| ご意見等（要約） 15

- ・ 市民は3日分の食料と飲料水の備蓄をすることが記載されているが3日を7日に修正が妥当と考える。

佐渡市の考え方

新潟県地域防災計画と整合を図り「3日分、出来れば1週間分程度の食料・飲料水の備蓄」に統一します。

| ご意見等（要約） 16

- ・ 計画では学校の授業時間内に焦点を当てているが授業時間外の地域の動きにも目を向けてもらう必要がある。

佐渡市の考え方

第2部・第1章・第20節の文教施設等における災害予防計画に記載しておりますが、授業中や登下校時だけでなく地域社会の一員として地域防災訓練に積極的に参加するよう記載しています。

| ご意見等（要約） 17

- ・ 津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保について、ホテル等を中心とした耐震等の可否調査は終了しているのではないかと。また、検討は遅いのではないかと。
- ・ 仮設住宅を建てる高台の用地を今から探しておく必要があると考える。

佐渡市の考え方

津波からの避難可能場所の確保については、高台への避難だけでなく耐震と津波高の条件をクリアできる建築物を民間施設も含め確保していくことは必要（有効）であると考えています。今後、新潟県からの津波浸水想定公表を受け、条件を満たす建築物の調査や指定に向けた作業を進めていく予定です。

| ご意見等（要約） 18

- ・ 本計画（案）の他にインターバルを3年とした「地域防災実施計画」（案）なるものを重点を絞って項目を挙げて年度展開をされるよう要望します。また、進捗状況が分かるよう計画的に進めると共に市民に状況を周知願いたい。

佐渡市の考え方

計画の実施状況は、佐渡市防災会議において検証していきます。